

飯豊 BC スポーツ少年団父母会会則

(2020年12月17日制定)

(総則)

第1条 名称及び構成

1. 名称 本会は飯豊 BC スポーツ少年団父母会と称する。(以下「父母会」という。)
2. 構成 本会は飯豊 BC スポーツ少年団 (以下「スポーツ少年団」という) の保護者及び目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(目的)

第2条 父母会はスポーツ少年団の健全な育成のための活動を行う。

1. スポーツ少年団の活動、目的達成のための育成援助。
2. スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への援助。
3. 会員相互の親睦と体力向上のための活動。
4. 練習、試合等への送迎。
5. その他スポーツ少年団育成に必要な事項。

(心得)

第3条 父母会に入会する者は、次の事項を心得とする。

1. 指導者への感謝の気持ちを忘れないこと。
2. 指導方針、指導内容について一任し、苦情や提言は一切行わないこと。
3. スポーツ少年団や父母会で知り得た情報(個人情報、メンバー編成、戦術)を他団体に拡散したり、SNSへの投稿を行わないこと。
4. 学校関係、教育委員会、その他団体や組織に、指導者やスポーツ少年団、父母会活動の批判、苦情、申し立て等は一切行わないこと。
5. 試合の勝敗や結果に拘らず、教育的立場で考えること。

(役員)

第4条 父母会に次の役員をおく。役員は総会において選出する。

会長兼副団長 1名

副会長 2名

事務局(会計兼ねる 4名以内(事務局長1名、事務局員3名以内))

監事 2名

(役員任期)

第5条 役員任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は父母会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局は父母会の会計及び事務を処理する。
4. 監事は父母会の会計を監査する。
5. 会長は必要と認めた時、または役員より請求があった場合、役員会を招集できる。
6. 会長は三役会議を招集できる。(会長、副会長、事務局、团长)

(顧問、相談役)

第7条 父母会に総会の承認を得て顧問、及び相談役を若干名おくことができる。

(会費及び会計)

第8条 父母会の運営費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

1. 会費は、総会で決定する。
2. 事業及び会計年度は6月1日に始まり5月31日に終わる。
3. 財政について定期総会に決算の報告を行う。

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、議長は会長が務める。

1. 総会は出席会員及び委任状の過半数をもって成立する。
2. 総会を欠席する場合は、総会における全ての権利を会長に委任し、決定事項に関して遵守する。
3. 議事は出席者の過半数により決し、可否同数の時は議長がこれを決める。
4. 会長は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に定期総会を招集する。
5. 会長は必要と認めたとき、又は会員の多数の同意を得て総会招集のあった場合は、臨時総会を招集することができる。
- 6.

(決議事項)

第10条 総会は次の事項を決議する。

1. 事業の計画及び収支予算に関する事項。
2. 事業の報告及び収支決算に関する事項。
3. 会則の改廃に関する事項。

4. 会費に関する事項。
5. その他必要と認めた事項。

(体育館鍵開け)

第 11 条 体育館の鍵開けについては、次のとおりとする。

1. 体育館の鍵開けは輪番制とする。
2. 都合の悪い者は前もって会長に報告、若しくは会員同士で交替して差し支えない。
3. その日の鍵開け当番になっている会員は、指導者が来るまで付き添い、帰りの戸締りも必ず行うこと。

(事故防止及び責任)

第 12 条 本少年団は永続的发展のため次の事項を定める。

1. 少年団の通常の練習及び試合における不慮の事故並びに障害については、スポーツ障害保険加入により保障することとし、指導者にその責任を負わないものとする。
2. 保護者は、少年団活動に参加させるにあたり、事前に児童の健康チェックを行うこと。

(入団)

第 13 条 本少年団への入団は、入団申込書に必要事項を記入し、本人の意思確認をした上で、事務局に提出し団員登録をする。

(退団)

第 14 条 本少年団からの退団は都度できるものとする。但し、本人(団員)の意思を尊重する。途中退団の場合は事務局と協議の上、会費を返却する。

附則 1 この会則は、2020 年 12 月 17 日から施行する。